

大口町告示第54号

大口町経営改善貸付利子補給補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町経営改善貸付利子補給補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町経営改善貸付利子補給補助金交付要綱（平成23年大口町告示第17号）の一部を次のように改正する。

様式第2及び様式第3中

- 「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日に翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

を削る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。